

2026 年度 若手・女性研究者奨励金 公募要領

1. 趣旨

本奨励金は、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の2つの奨励金制度で構成されています。本奨励金により、研究者が自ら考案した研究計画を実現する機会を提供することで、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」という。）が取り組む特色ある多様な教育・研究を振興し、次世代の担い手となる人材を育成することを目的としています。

2. 奨励金の種類

奨励金は次の2種類とします。

（1）若手研究者奨励金

対象年齢を39歳以下とし、若手研究者の研究意欲の向上を図り、活躍促進に寄与することで、次世代を担う人材の育成を図ることを目的としています。

（2）女性研究者奨励金

年齢制限を設けず、ダイバーシティ推進の中心的な役割が期待される人材の育成を図ることを目的としています。

3. 応募数

（1）各奨励金に対して、1学校につき1件の応募が可能です。

※学校法人の中に複数の私立大学等を設置している場合は、各奨励金に対して学校単位で1件の応募が可能です。

（2）同一者が両方の奨励金に応募することはできません。いずれかを選択し、応募してください。

（3）私学事業団が実施している「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」の設置にご協力をいただいている学校法人は、寄付者特典として、いずれかの奨励金について、応募枠を1枠追加することができます。

※学校法人の中に複数の私立大学等を設置している場合、設置台数1台につき、いずれか1校に応募枠を1枠追加することができます。

4. 対象となる研究

（1）私立大学等（私立の大学、短期大学、高等専門学校をいう。以下同じ。）に在籍する助教又はポスト・ドクター、もしくは講師（ただし、医歯薬学部を除く）の職にある者が**一人で行う研究**であることとします。

※原則として、助手の職にあるものは応募対象外です。

（2）基礎研究・応用研究を問わず、すべての研究を対象とします。分野の限定はしません。

5. 対象となる研究者等

次の要件をすべて満たすことが必要です。

(1) 若手研究者奨励金

① 令和 8 年 4 月 1 日現在、39 歳以下（昭和 61（1986）年 4 月 2 日以降に生まれた者）であること。

② 令和 7 年 8 月 1 日現在、助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く講師の職にある者

③ 令和 8 年 4 月 1 日現在、助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く講師の職にあることが見込まれる者

◇応募後に、職位に変更があった場合は、必ず本事業団にご連絡ください。昇格により職位に変更が生じ、交付対象年度である令和 8 年 4 月 1 日現在の職位が、対象要件から外れた場合は、研究者の人材育成を図る本奨励金の趣旨から、採択を取り消しとさせていただきます。

④ 各職位については、以下の要件に該当していること

◇助教にあつては、本務教員給を支給されている者

◇ポスト・ドクターにあつては、雇用等に係る規程が整備されており、かつ兼務職員給を支給されている者で、以下のア、イのいずれかの要件を満たしていること（私立大学等経常費補助金の加算の対象となる者）。

ア．博士の学位を取得した者

イ．人文・社会科学系の分野にあつては、当該年度の前年度までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、当該年度の 4 月 1 日現在大学院に在籍していない者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者（満期退学を含む）

◇講師にあつては、本務教員給を支給され、研究に取り組む者であつて、令和 7 年 4 月 1 日現在、当該法人に講師として採用されて 10 年以内（産休、育休の期間を除く）の者

ただし、医歯薬学部に所属する者からの応募については、助教又はポスト・ドクターに限ります。

⑤ 令和 8 年 4 月 1 日現在、応募時の学校法人に在籍していること

◇応募にあつては、応募対象の研究者が令和 8 年度も引き続き当該学校法人に在籍し、応募研究を遂行することが見込まれる者であることをご確認ください。

応募対象の研究者が他の学校法人に移籍した場合に、本奨励金を移籍先の学校法人に移管することはできません。交付対象年度である令和 8 年 4 月 1 日現在で応募時の学校法人に在籍していない場合、採択を取り消しとさせていただきます。

- ⑥ 令和7年8月1日現在、科学研究費補助金（基金分を含む）に、新規・継続にかかわらず採択されていない者（研究分担者を含む）

※研究課題にかかわらず、科学研究費補助金に採択されている者は応募できません。

※例年、科学研究費補助金に採択されているにもかかわらず応募するケースが複数見受けられます。ご応募の際は必ずご確認をお願いします。

- ⑦ 令和7年8月1日現在、日本学術振興会特別研究員ではない者

- ⑧ これまで同じ研究課題で若手・女性研究者奨励金に採択されていない者

（2）女性研究者奨励金

- ① 令和7年8月1日現在、助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く講師の職にある女性であること。

- ② 令和8年4月1日現在、助教又はポスト・ドクター、医歯薬学部を除く講師の職にあることが見込まれる者

◇ 応募後に、職位に変更があった場合は、必ず本事業団にご連絡ください。
昇格により職位に変更が生じ、交付対象年度である令和8年4月1日現在の職位が、対象要件から外れた場合は、研究者の人材育成を図る本奨励金の趣旨から、採択を取り消しとさせていただきます。

- ③ 各職位については、以下の要件に該当していること

◇ 助教にあつては、本務教員給を支給されている者

◇ ポスト・ドクターにあつては、雇用等に係る規程が整備されており、かつ兼務職員給を支給されている者で、以下のア、イのいずれかの要件を満たしていること（私立大学等経常費補助金の加算の対象となる者）。

ア．博士の学位を取得した者

イ．人文・社会科学系の分野にあつては、当該年度の前年度までに博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、当該年度の4月1日現在大学院に在籍していない者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者（満期退学を含む）

◇ 講師にあつては、本務教員給を支給され、研究に取り組む者であつて、令和7年4月1日現在、当該法人に講師として採用されて 10年以内（産休、育休の期間を除く）の者

ただし、医歯薬学部に所属する者からの応募については、助教又はポスト・ドクターに限ります。

④ 令和 8 年 4 月 1 日現在、応募時の学校法人に在籍していること

◇ 応募にあたっては、応募対象の研究者が令和 8 年度も引き続き当該学校法人に在籍し、応募研究を遂行することが見込まれる者であることを、ご確認ください。

応募対象の研究者が他の学校法人に移籍した場合に、本奨励金を移籍先の学校法人に移管することはできません。交付対象年度である令和 8 年 4 月 1 日現在で応募時の学校法人に在籍していない場合、採択を取り消しとさせていただきます。

⑤ 令和 7 年 8 月 1 日現在、科学研究費補助金（基金分を含む）に、新規・継続にかかわらず採択されていない者（研究分担者を含む）

※研究課題にかかわらず、科学研究費補助金に採択されている者は応募できません。

※例年、科学研究費補助金に採択されているにもかかわらず応募するケースが複数見受けられます。ご応募の際は必ずご確認をお願いします。

⑥ 令和 7 年 8 月 1 日現在、日本学術振興会特別研究員ではない者

⑦ これまで同じ研究課題で若手・女性研究者奨励金に採択されていない者

6. 対象となる研究期間

令和 8 年度の研究（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに行う研究）とします。

※産前産後の休暇又は育児休業（以後「産休・育休」という）により **研究の開始が遅れる場合又は研究を中断せざるを得ない場合は、あらかじめ事業団までご連絡ください。**産休・育休による研究期間の延長を希望する際は、事前の申請により 1 年間に限り、研究期間の延長（令和 10 年 3 月 31 日まで）を認めることがあります。

7. 奨励金の交付総額

令和 8 年度に交付する奨励金総額は 3,000 万円（予定）、1 件あたりの交付額は **40 万円**を予定しています。

8. 応募に必要な提出書類等

以下(1)～(2)の様式を、本事業団電子窓口の公開電子ファイル一覧のフォルダ（「寄付金課」⇒「若手・女性研究者奨励金」⇒「2026 年度 公募様式等」）から取得し、作成、提出してください。

(1) 2026 年度 研究計画調書

若手研究者奨励金：様式 1（Excel 形式）、様式 2-1～2-3（Word 形式）

女性研究者奨励金：様式 1（Excel 形式）、様式 2-1～2-3（Word 形式）

(2) 事務担当者名簿（Excel 形式）

※書類の提出方法については、6 頁の「15. 応募書類の提出方法」をご覧ください。

9. 対象経費

本奨励金の対象となる事業の経費（以下「対象経費」という。）は、応募学校法人が令和8年度中に支出する当該研究に要する教育研究経費（旅費等）及び設備の取得費（図書、備品等）とします。なお、研究者の給与や当該研究に直接必要とは認められない机・椅子等の什器の取得、若手・女性研究者奨励金贈呈式にかかる旅費等は経費の対象にはなりません。

本奨励金は、応募研究課題にかかる対象経費が40万円以上であることを想定していますので、**40万円以上の研究遂行をお願いします。残余金（未使用分）が生じた場合は、原則として返還となりますので、計画的な経費の執行をお願いします。**

なお、本奨励金は、趣旨にご賛同いただける個人や企業等法人など、広く一般からの貴重な寄付により成り立っています。当該研究以外への使用や架空取引等の不適切な使用とならないよう、**使途については、学校法人の適正な管理及び執行をお願いします。**

本奨励金の不適切な使用等が行われた場合は、返還や応募資格の停止など、厳正な措置を講じることになりますので、ご注意ください。

詳細は、「2026年度 若手・女性研究者奨励金」の公募等にかかるQ&A 36、37をご覧ください。

10. 審査方法

提出された研究計画調書をもとに、「若手・女性研究者奨励金選考委員会」において、①研究の特色・独創性、②研究計画・方法、③将来性・成長性 等を総合的に評価し、決定します。

11. 採択の内定時期

採択・不採択の通知については、令和8年3月上旬に当該学校法人に送付します。あわせて、採択された学校法人に対し、交付の申請手続きについてご案内しますので、期日（3月中旬を予定）までに交付の申請を行ってください。

12. 奨励金の交付時期

令和8年5月下旬に学校法人に交付（送金）予定です。

13. 会計処理

奨励金の交付が決定した場合は、令和8年度の予算書及び計算書類において、大科目「補助金（収入）」に小科目「若手・女性研究者奨励金（収入）」を設けて当該金額を計上してください。

14. 実績報告

奨励金が交付された方は、令和 8 年度決算終了後に「実績報告書」を提出していただきます。あわせて、「研究レポート」を提出していただき、研究の結果等を、本奨励金への支援者（寄付企業法人等）をはじめ、私学事業団のホームページに掲載し、広く社会一般に公開します。

提出時期・様式等については、令和 9 年 4 月中旬頃に改めて通知します。

15. 応募書類の提出方法

- (1) 様式 1 及び事務担当者名簿（Excel 形式）、様式 2-1～2-3（Word 形式）の電子ファイルを本事業団 **電子窓口の公開電子ファイル一覧のフォルダ（「寄付金課」⇒「若手・女性研究者奨励金」⇒「2026 年度 公募様式等」）**へ提出してください。
- (2) 必ず、今年度電子窓口から取得した様式に入力し、提出してください。前年度以前に取得した様式を提出することはできません。
- (3) 「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の応募書類は、別ファイルとなっています。両方を提出する場合、それぞれ様式を取得し、提出してください。
- (4) 同一種類の奨励金は、それぞれ法人単位での提出となります。同一法人で同一種類の奨励金に複数件の応募をする場合は、法人で一つにまとめて提出してください。
- (5) 訂正等で再提出する場合、最初の提出と同様に再度電子窓口から提出していただくことで、再提出したファイルに上書きされます。

○ 提出期限：令和 7 年 8 月 4 日（月）

○ 提出先：私学事業団電子窓口

○ 問い合わせ先

助成部 寄付金課 学術振興基金係

T E L：03（3230）7319・7320

E-mail：kifukin@shigaku.go.jp

生命倫理・安全にかかる指針等について

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から法令や指針等により必要な手続き（機関内の倫理審査委員会の承認等）が定められています。法令等を遵守し、適切に研究を実施してください。

法令等による必要な手続きなど、詳細な情報は以下を参照してください。

- 文部科学省ホームページ 「生命倫理・安全に対する取組」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/mext_02626.html)
- 文部科学省ホームページ「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

なお、法令・指針に違反して研究が実施されていることが判明した場合、奨励金の交付を取り消すことがありますので、ご注意ください。

※ **生命倫理・安全対策の観点から手続きを必要とする研究分野を扱う場合は**、「研究計画調書」の〔様式1〕「研究倫理にかかる手続き」欄に、学内の委員会等の手続きについて入力してください。

なお、審査にあたっては、所属学校名や研究者名等の欄を伏せて行います。

本欄において、**所属学校名が明らかにならないよう**にご注意ください。

(例:「〇年〇月〇日 学内倫理審査員会において承認 承認番号 00000」など。)

「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」の設置に ご協力をいただいている「寄付者（協力者）御礼」について

「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」（以下「寄付金付き自販機」という。）の設置につきましては、多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、**令和7年8月4日（月）（応募書類提出期限）時点**で「寄付金付き自動販売機」の設置にご協力いただいている学校法人におかれましては、応募枠を追加できる特典がございますのでご案内いたします。

記

1. 寄付金付き自販機を設置している場合

「若手研究者奨励金」又は「女性研究者奨励金」のいずれかについて、応募を1件追加することができます。

※学校法人の中に複数の私立大学等を設置している場合は、設置台数1台につき、いずれか1校で応募を1件追加することが可能です。

〔例：A大学、B大学、C短期大学の3校を設置する学校法人が「寄付金付き自販機」を2台設置していただいている場合、3校のうち2校に応募を1件ずつ追加することができます。1校に応募枠を2枠追加することはできません。〕

2. 寄付金額が20万円を超える場合

「寄付金付き自販機」による令和6年4月から令和7年3月の当奨励金への寄付金額が1学校法人あたり20万円を超える場合、通常の「寄付者（協力者）御礼」（上記1）に加えて、応募をさらに1件追加することができます（学校法人の中に複数の私立大学等を設置している場合は、いずれか1校で応募を1件追加することができます）。

〔上記1及び2に該当した場合の応募枠イメージ〕

